

監査公表第 3 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、都市整備部及び建設水道部（道路河川課・公共交通用地対策室）に係る定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成 29 年 1 月 11 日

敦賀市監査委員	安 久	彰
同	中 村	淳
同	山 崎	法 子

平成28年度都市整備部及び
建設水道部（道路河川課、公共交通用地対策室）に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成28年11月11日（金）、25日（金）

2 監査の対象

都市整備部〔都市政策課、新幹線整備課、新幹線まちづくり室、住宅政策課〕及び建設水道部〔道路河川課（高規格道路対策室、郊外生活基盤整備室）、公共交通用地対策室〕（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

(1) 各種補助金について

交付団体から提出された実績報告書に不備な箇所が見られた。関係書類受付時には記載内容を十分確認し、適正な執行管理をしていただきたい。

(2) 超過勤務について

超過勤務の特に多い職員の状況把握と健康管理に十分注意を払うとともに、過重労働とならないよう業務の配分に留意されたい。

(3) 市営駐車場プリペイドカードの管理について

プリペイドカードの在庫管理については、払出し台帳の作成や定期的な棚卸を行い、適切な管理に努めていただきたい。

(4) 住宅使用料滞納整理について

滞納者に対しては「市営住宅滞納整理マニュアル」に沿って文書催告や納付指導を実施しているが、居住者の公平性の観点からも滞納家賃の早期回収を図るとともに、新たな未納額発生抑制におも一層努力されたい。